

2023 年度第 2 回  
愛知県人権施策推進審議会会議録

2023 年 9 月 7 日（木）

於 愛知県本庁舎 6 階 正庁

愛知県県民文化局人権推進課

## 2023 年度第 2 回愛知県人権施策推進審議会 会議録

1 日 時 2023 年 9 月 7 日（木）午後 2 時から午後 3 時 50 分まで

2 場 所 愛知県本庁舎 6 階 正庁

3 出席者 委員 11 名

荒川志津代委員、梶田悦子委員、後藤澄江委員、小林直三委員、  
近藤敦委員、佐藤佳弘委員、炭谷茂委員、竹内裕美委員、  
徳田万里子委員、藤原直子委員、宮前隆文委員

説明のため出席した者（県民文化局職員） 10 名

4 傍聴者 8 名

### 5 審議の概要

#### (1) 開会

（事務局）

ただいまから 2023 年度第 2 回愛知県人権施策推進審議会を開催させていただきます。

開催にあたりまして近藤会長から御挨拶をお願いします。

#### (2) あいさつ

（会長）

会長の近藤でございます。

本日は、御多忙の中、「2023 年度第 2 回愛知県人権施策推進審議会」に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本年 5 月に開催しました第 1 回審議会では、知事から、「愛知県人権尊重の社会づくり条例第 5 条第 1 項に基づく基本計画の策定について」の諮問がなされ、事務局から示された基本計画の骨子案に対して、委員の皆様から様々な御意見をいただきました。本日は、それらの意見を踏まえて事務局で作成された、基本計画の素案について、委員の皆様にご意見を伺ってまいりたいと考えております。

また、前回の基本計画の審議の中で、「導入に向けて検討を進めてもらいたい」と意見した「パートナーシップ制度」についてですが、事務局の方で検討していただき、子どもを含める形で少し対象を広げる「ファミリーシップ制度」の骨子案をまとめていただきましたので、併せて御意見をいただければと存じます。

委員の皆様には、積極的な御発言をいただきますようお願い申し上げます。私

からの挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、愛知県から挨拶を申し上げます。

(事務局)

本日は、大変お忙しい中、「愛知県人権施策推進審議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、人権施策の推進につきまして、格別の御理解と御協力をいただいておりますことに改めてお礼を申し上げます。

さて、今ほど、会長の御挨拶にもございましたように、本日は、愛知県人権尊重の社会づくり条例に基づく基本計画の策定につきまして、前回に引き続き、御審議をお願いする予定としております。

前回の審議会での御意見、関係団体との意見交換においていただいた御意見等を踏まえて、基本計画、仮称を「あいち人権推進プラン」としてありますが、こちらの素案を取りまとめておりますので、これについて、御審議をお願いしたいと考えております。

また、前回、導入を検討するようにと御意見をいただきましたパートナーシップ制度についてですが、今、御紹介のありましたように、同性カップルだけでなく、異性カップルや子ども等の家族を含めた制度、いわゆる「ファミリーシップ制度」という形で骨子案を作成させていただきました。こちらにつきましても、委員の皆様のお意見を賜りたいと考えております。

どうか委員の皆様方におかれましては、それぞれの専門のお立場から様々な御意見や御助言を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

(事務局)

<定足数確認>

<傍聴者報告>

<資料確認>

(事務局)

それでは、審議会規則第4条により、審議会の議長は会長が行うこととなっておりますので、以後の進行につきましては、近藤会長をお願いをしたいと存じます。

(会長)

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

まず、審議会運営要領の第5条第2項に基づく会議録の署名につきましては、梶田委員と藤原委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

### (3) 議事

#### 愛知県人権尊重の社会づくり条例第5条第1項に基づく基本計画の素案について

(会長)

それでは早速、議事に入りたいと存じます。まず、(1)「愛知県人権尊重の社会づくり条例第5条第1項に基づく基本計画の素案について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料1、2に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、挙手をお願いします。

(委員)

プランの対象者について、一つは、この書き方だと、愛知県の人口を記載して、愛知県民全体としているので、愛知県の居住者ということになると思うのですが、人権条例では、対象は居住者だけではなくて、他県から通勤、通学をしている人など広く捉えていますので、条例に基づくプランであることを考えた場合に、県民の定義がずれているのはどうなのかということです。

もう一つは、プランの対象というのは県民だけではなくて、事業者やいろいろな人が入ってくると思うので、「対象は県民です」という表現でよいのかどうかということです。

(会長)

今の点で、「住んでいます」の後に、「通勤・通学などで本県に滞在し活動する人も多くいます」というのを入れていただくことと、それから、最後の「愛知県民全体を対象とします」という部分は、事業者等を含む表現をどう入れたらよいでしょうか。「本プランは、愛知県民や県内の事業者などを対象とします」としておくことでよいでしょうか。愛知県民というのは、条例の解釈運用基準では通勤・通学の人でも県民に含むということですので、「県民」という言葉で括れると思いますが。

(委員)

それでよいと思います。条例の解釈運用基準と整合性が取れるような形で変えていただければよいと思います。

(会長)

では、文はお任せしますので、その方向でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。そうさせていただきます。

(委員)

全体の基本的な考え方や横断的なことについては、非常に県で苦勞されてまとめられたのではないかと思います。それについては、今のところおおよそよいと思います。私からは、縦割りの個別事業の所について、時間の関係もありますので、ポイントだけお話しさせていただきます。

18 ページからが個別事業になりますが、やや平板的な記述になっているのではないかと感じました。やはり、現在起こっていること、また、これから5年間の計画になりますので、5年の間に大きく変化すること、これはメリハリをつけて、こういうことが現在、重要である、これから重要になってくるということを入れることが必要ではないかと思います。

例えば、女性について言えば、特に、これからはアンコンシャス・バイアス、知らず知らずのうちに差別をしてしまうということですが、全体にも言えるのですが、特に女性差別の場合は、こういう視点が重要ではないかと思いますので、書き加える必要があると思います。「固定的な性別役割分担」云々という記述はありますが、やはり明確に、女性差別においては、アンコンシャス・バイアスを解消していかなければいけないということが重要ではないかと思っております。

それから 19 ページですが、女性の活躍について、「能力に見合った公正な処遇」という記述は入っておりますが、これからは、女性が管理職や役職に就いていく、役員等に上がっていく、こういうより具体的な昇進というのが重要ではないかと思えます。ですから、単に「能力に見合った公正な処遇」では、現代の就業の状況からすれば、やや時代遅れなのではないかと思えます。女性についてはこの2点です。

子どもについては、ひきこもりが今一番大きな問題となっていると思えます。ひきこもりの人数は、全体では146万人という数字が内閣府から出ていますが、なかには子どもが多いですので、子どもの人権問題については、やはりこれを特記しておく必要があるのではないかと思います。

それから、高齢者については、これからの高齢者の最大の人権問題は、認知症です。これは記述を明確にして、認知症の高齢者の人権問題にしっかり取り組んでいくことが重要だと思います。

それから、23 ページの障害者についてですが、障害者問題は、発達障害と精神障害が非常に遅れている。全般的に遅れているということはあると思いますが、発達障害と精神障害が非常に遅れている。この部分に特に力を入れなければいけない。これは愛知県も同様だと思います。メリハリをつけて、全般的な障害者のことももちろん

重要ですが、これからの5年間、特に重要になってくるのはこの部分ではないかと思ひます。

そして、23 ページの下に書いてある障害者教育の記述ですが、昨年10月に国連から勧告があったような、インクルーシブ教育というのを下地にしたような書き方が必要ではないかと思ひます。これだと、むしろ特別に保護して分離していくというように、分離に向かっていくように読めないこともないものですから。やはり日本は障害者教育について、インクルーシブ教育が遅れている。これは国連の勧告にもありましたが、この部分を現在の重要な問題として、こういう方向で、下地にして書かなければならないのではないかと思ひます。

それから、全般的に障害者についての記述を見ると、障害者に対して何かをする、障害者が何かするという、障害者が主体となった書き方がほとんどです。一般の住民が障害者を理解して障害者について配慮する、障害者と一緒になって暮らすという視点が読みきれない。障害者と一緒になって暮らすということが、包摂的でインクルーシブな社会ということだと思ひます。

外国人については、外国人の問題はこれからが大きくなって来ると思ひます。今、日本に住む外国人の数は、日本の人口の2%ですが、これは私の勝手な推計ですが、5年後には5%近く、特に愛知県ではもっと多くなって来るだろうと思ひます。外国人は、これから大きな問題になってくるので、外国人と一緒に暮らす、多様性を尊重する社会をつくらなければならないという記述が必要ではないかと思ひます。

部落差別については、なお書きで、インターネットのことは別途書きますと書いてありますが、やはり、現在の部落差別の最大の問題はインターネットによる差別の問題ですので、インターネットの差別があるのだということを書かないと、読んだ県民の方々は注意してくれないのではないかと思ひます。

それから、これからは企業等、事業者の取組が重要ですが、この部分の記述が弱い。部落差別は、特に就労等の問題について、企業等の事業者への指導などが重要ではないかと思ひます。

32 ページのホームレスについては、ホームレスは減っているのですが、私は、むしろこれから重要になってくると思ひます。日本では、野宿生活者をホームレスと言っているのですが、これは私は間違いだと思ひます。国際的には、野宿生活者だけでなく、安定した住居を持っていない人をホームレスというのが国際的な定義です。日本のホームレスの定義は狭いのですが、県で書かれる文書では日本の定義で言わざるを得ないのですが、安定した住居を持っていない人、私は日本全体で4万人程度、このような事実上のホームレスがいると推計していますが、この問題をやはりどこかで書かないといけないと思ひます。ホームレスの問題は終わったというわけではなくて、事実上、国際的にいうホームレスはむしろ増えているのが現状です。ネットカフェで夜を過ごす、ファストフード店で夜を過ごす、こういう人がむしろ増えている。これからも増えるというのが現実ではないかと思ひます。

(会長)

それでは、今の部分の文案はお任せしますので、御意見を踏まえて、よろしくお願ひします。

(委員)

10 ページの家庭における人権教育の推進という部分で、私が理解する限りでは、家庭の人権問題というのは、パートナー同士の間の権力関係や抑圧、あるいは世代間で、上の世代に対してや下の世代に対して抑圧的なことが起きるなど、そういう中で人権問題が発生していると理解しています。そういう観点からしますと、家庭における人権教育というのは、大人が子どもに教えるといったスタンスではなくて、相互にそういった問題があるということを理解して、その問題に取り組んでいかなければならないものだと感じています。この文章をそのように読めなくはないのですが、もう少し明確にそういった視点を出していただけたらと思います。例えば、「育児、介護、家事へ男女が共同で取り組むなど」で終わりにしないで、「取り組み、子どもの権利を尊重するなど」と世代間の問題をいれていただくとか、「子どもに豊かな心を育む」ではなくて、「それぞれに豊かな心を育む必要がある」など、構成員みんなが必要としているというか、学びあうことが必要だという、その観点を入れていただけたらと思います。

(事務局)

修正したいと思います。

(委員)

障害者のところについてです。まず、資料1の基本目標のところ、大きな概念が3つ掲げられていて、そのうちの「誰一人取り残されない社会」の中に、非常に重要なキーワードを使っていただいています。「合理的配慮や間接差別の視点も踏まえ」という言葉を入れていただいています。この「合理的配慮」、「間接的差別」については、私からも、前回の審議会、こういった言葉や概念を入れていただきたいと申し上げた手前、反対のことを申し上げるのは大変恐縮ですが、この概念についての説明がないと、唐突な印象を受けるといいます。障害者差別解消法上の合理的配慮も、実は、定義づけには皆さん非常に苦慮されているという実情があります。間接的差別についても、いろいろな捉え方があったり、どう定義づけするかという問題があります。ですので、合理的配慮についての定義を注釈に入れていただいている、これでもよいと思いますが、書いていただくのであれば、あくまで障害者差別解消法ではこのような捉え方をされているという注釈を入れていただくのも一つの方法だと思います。一方で、理想的なのは、合理的配慮や間接差別というのは、確かに全ての人権に関わるものでもあるので、すごく難しいと思いますが、

それがもう少し分かるように書いていただければいいかと思います。

それと関連するのですが、逆に、障害者の人権に限定した場合にですが、複数箇所に記載がありますが、例えば、資料2の45ページです。先ほど、委員から御指摘がありました。主語・述語の話でいうと、障害者の差別解消に関しては、差別をする側の基本認識として、ある程度基本的なことを知っている方は、「障害の社会モデル」という言葉、非常に重要なキーワードを皆さん理解されていると思いますが、一般の市民、県民にとっては、まだまだピンとこない物事の見方、全く違った角度からの見方になります。これを繰り返し広めていただくことで、社会的な誤解や偏見が解消されていくきっかけになるとと思いますので、この箇所に限らずですが、特に45ページでは、概念のことを述べているので、せつかくですので、「障害の社会モデル」についての概念をしっかりと入れていただければいいかと思いました。

それから、資料2の13ページ、「企業等事業所における人権教育・啓発の推進」の部分です。委員からも御指摘がありました。差別や人権侵害をする主体としての事業者という考え方は非常に重要で、令和6年4月1日からは、障害者差別解消法上は、合理的配慮が事業者に義務化されるという重要なターニングポイントがあります。それを踏まえて、事業者は社会の構成員として、人権侵害をし得る立場にあるのだということ、その視点をここに入れていただければいいかと思いました。理由は、これをざっと見る限り、就労関係、特に、企業内、事業者内での人権侵害に注目されているような視点で主に書かれているので、企業対社会の関係で人権侵害をし得る場合があるという視点を入れていただければいいかと思いました。

(会長)

資料1の概要版の方に合理的配慮の注釈はついていて、本体の方にもそれがついていてと思いますが、この説明ではあまりよくないということでしょうか。

(委員)

いかがでしょうか。分かりにくいかと思いますが。

これは条約を参考に書かれていると思うのですが、これを踏まえて、今、愛知県も条例を改正しようとしていますし、各地方自治体で、この定義づけについては、いろいろな議論がなされていて、実は、少し違う言い方をしたりしています。この定義自体が非常に難しい問題なので、さらっとここで書いてしまっているのかという気はします。

それと、もう一つは、障害者差別解消法上の定義の問題だけでなく、もっと大きな意味での配慮という、より日本語の意味合いとして近い意味合いで用いられているかと思いました。障害者差別解消法上の意味は、義務であって、これをやらないと差別になるということですから、少し、ニュアンスが違ってくる可能性はあるかと思っています。

(事務局)

手嶋委員からも、同じように合理的配慮について御意見をいただいております。本文についても、個人モデルで書かれていて、社会モデルになっていないという御意見をいただきました。障害児・障害者教育についても、先ほど、委員からも御意見がありましたが、インクルーシブ教育の観点で書くべきではないかといった御意見を諸々いただいておりますので書き直させていただきます。参考資料のところに、社会モデルについても書いた方がよいということですので、追加します。

(会長)

一案として、非常に平易に言うなら、合理的配慮は、教育の場面では特別扱いをしないことが平等だと理解されることが多いのですが、そうではなくて、過度な負担でない限りは、必要に応じて合理的と思われる配慮をすること、ぐらいい書いておく方がよいということでしょうか。それとも、いろいろな場面での厳密な定義のようなものをした方がよいということでしょうか。それとも、平たく分かりやすく中身を説明する方がよいのでしょうか。

(委員)

障害者の話として合理的配慮というキーワードを出していただく場合は、今あり得る一番ベストな定義をはっきりと書いていただいた方がいいと思います。そこに特定する限りは、ここに書いてある定義も一つの一般的な定義であると思うので、よろしいかと思います。

しかし、全ての人権侵害に関わることで、一般論としての合理的配慮という言葉が、人々による気遣いとか、もう少しふわっとした意味合いで使われるのであれば、一緒に使ってしまうときつくなり過ぎてしまったり、一方で、きつくしっかりと捉えていただかなければならないところを、きつく捉えていただけないという弊害があるかという意味合いで申し上げます。

(事務局)

私の理解では、合理的配慮は、個別のニーズに応じて、あらかじめやっておくのではなくて事後的に、対話を通じてやっていく配慮ということかと思っております、それは他の人権課題にも適用できると思っております。

(委員)

そのとおりで、本来、それが理想だと思います。ですので、書き方として、もし書くのであれば、比較的先進的といいますか、障害者差別解消法は比較的そういった整理が進んでいる方なのかもしれませんので、それと同じような考え方を他の人権にも及ぼしていくべきだというような書き方であれば、非常にすっきりするかと思います。

(会長)

では、その方向でお願いします。その他の意見については修正できそうでしょうか。

(事務局)

どう修正するかはこれからになりますが、御意見の趣旨は了解しました。

(委員)

インターネットの部分について申し上げます。31 ページ、(9)インターネットによる人権侵害の③⑤のモニタリングについてです。モニタリングは、インターネット上の人権侵害の状況を把握するために必要な施策だと思うのですが、その体制をお考えいただきたいです。③の最後の文章に、「また市町村に対し、モニタリングの実施を働きかけます」とあります。多くの市町村でモニタリングをする体制にしていきたいと読めますが、考えていただきたいのは、インターネットは一つだけということです。投稿ができる掲示板サイトや動画サイトはどこから見ても同じです。ですので、この体制をお考えいただきたいと思っています。市町村は財源が潤沢ではありません。モニタリングをやろうとすると、それなりの人件費もかかりますし、手間もかかります。予算も使いますし、税金を使いますので、県民に対する説明責任も必要になってきます。ですから、方向としてはいろいろな所からやっても同じ所を見ているので、集約する方向で考えた方がよいと思います。協議会なり、モニタリングをする団体なりを作って、そこに集約させることの方が、私は、費用対効果のよい取組だと思っています。いろいろな所で同じ所を見ようというのは、大いなる予算の無駄遣いになる可能性があります。⑤に「モニタリングの効率化を図ります」と書いてありますが、しっかりと体制を作ってやっていただきたい。そのやり方として、「他の自治体と連携することによって」となっていますが、連携したらよいのかどうかを含めて、モニタリングの体制について、どうやったら費用対効果がよい体制になるのか、これから研究をしていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

(事務局)

そういう観点で考えてみます。

(委員)

事務局におかれましてはプランのとりまとめが大変だったと思います。非常に分かりやすくまとめてあるという感想を持ちました。

その中で、8 ページの施策体系図ですが、施策目標が3つあって、横に推進施策という形で整理されています。「1 あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり」

の施策として、「市町村に対する働きかけ」とあります。県として、市町村に対する支援、指導というのは行政の非常に重要な部分であると思います。また、17ページには、具体的に、(5)①に、「市町村は、県民にとって、最も身近な自治体であり、きめ細やかな人権施策を行うことができます」とあります。これは当然であって、市町村への働きかけは十分しなければならないと思うのですが、17ページに書いてありますように、実際に、県民に人権施策を行うのは身近な自治体である市町村だと思いますので、県と市町村の縦の関係はよいのですが、市町村同士の横のつながり、横の連携というのも少し補足的に書かれた方がよろしいのではないかと感じました。

それから、私の担当の部分の高齢者のところですが、8ページの体系図で、「2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応」のところ、高齢者の施策を見ますと、「自立促進と社会参加活動の推進、総合的な保健福祉サービスの推進、雇用・就労機会の確保、高齢者にやさしいまちづくりの推進」とあります。障害者のところにも「やさしいまちづくりの推進」と書いてありますが、中身を見ますと、どちらかというとハード面、バリアフリー化といったことが書いてあります。実際は、私の経験上では、最近では、例えば、独居の高齢者がアパートに入ろうとすると断られるといったことが現場では起きているような状況です。実際は、高齢者福祉の方が担当かもしれませんが、居住への支援、衣食住でいうところの「住」の部分ですね、この辺りのことも追記しておいた方がよろしいのではないかと感じました。

#### (委員)

最初にお話ししたプランの対象のところについて、対象の意味合いが、県主体のことをイメージして対象と使っているのであれば、県民でよいと思いますが、人権を守らせていくとか、責務を含めた意味で対象と使っているのであれば、県民、事業者、それから当然県が入ってくると思うので、対象の意味をどういう対象として使っているのかを正確にしておいた方がよいと思います。それによって、対象が誰なのかが変わってくるといことなので、そこを明らかにした方がよいということが一点です。

二点目として、読んでいて、全体的に主語が分からないところがあります。例えば、23ページの下から2行目の、「就学については、・・・就学先を決定し」というところですが、就学先を決定したのは子どもだと思いますが、それがはっきり読み取れない感じがあります。あるいは、少し前の「各学校においては・・・提供します」というところは、「各学校」を県立の学校に限定すれば、「提供します」とプランに書いてもよいと思いますが、私立を含めていくのであれば、県が作っているプランに「提供します」と書いてよいのかどうか。「提供」が「働きかけます」というように変わるのではないかと思うので、その辺の主語の表記のゆれが気になります。

その関係で、「プランの推進に向けて」のところ「役割の明確化」の表がありま

すが、その書き方についても、例えば、愛知県や企業等事業者、県民は努力義務ということで、「求められます」でよいと思いますが、国のところで、「望まれます」と県のプランに書くことがよいかは疑問があります。例えば、そういうことが「国に期待され、県として働きかけます」であれば、県のプランに書けるとと思いますが、「望まれます」と県のプランに書いてよいのか。市町村に対してもそうですが、「求められます」というのを、地方自治の観点から見た時に、県が勝手に書いてよいのかは疑問があります。「期待され、働きかけます」であればよいと思いますが、その辺り、主語、主体との関係の正確さをもう少し整理して書いた方がよいというのが、三点目です。

最後に、この個別課題の並べ方ですが、元になる条例の方では、4つの重点課題を挙げていると思うのですが、それとの整合性を考えた場合に、重点課題として挙げたところが、プランでは見えなくなっているのので、書く順番については、条例との整合性を意識することが、必要なのかなと思います。条例を制定する時には、愛知県としてはこの4つが重要だと言っているわけですので、重要だということが見える形でプランを作った方がよいと思います。

(会長)

重点課題順に、順番を入れ替えるということではできそうですね。

(事務局)

できます。

(会長)

市町村などの役割をどのように表現するかは、何とかなりそうですね。

(事務局)

御意見の趣旨はよく分かりましたので、御意見を踏まえて検討します。

(会長)

全体についても、御意見を踏まえて検討いただくということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。プランの対象については、これを書いた意図としては、課題のあるマイノリティの人達だけが対象ではないということを書きたかっただけですので、条例の解釈運用基準に合わせて、通勤・通学も含めるべきだと思っております。

(委員)

人権を守っていくとか、社会を変えていくという責務を意識して、みんなでやっ  
ていこうというメッセージで作るのであれば、対象は県民だけではなくて、県や事  
業者も含むことになると思いますが、あくまで県主体というイメージで作るのであ  
れば、対象は県民、個人ということになると思います。プランの性格からすると、  
責務、みんなに責任がある、みんなでやっ  
ていこうというメッセージが出ていると  
思いますので、そうすると県、事業者、県民であって、そのことが分かるように書  
いた方がよいと思います。

#### (事務局)

今の御意見についてですが、基本計画は、条例第5条に基づきまして、県が人権  
施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めることとなっております。具体  
的には、人権施策についての基本方針とともに、人権施策を総合的かつ計画的に推  
進するために必要な事項を定めることとなっております。この必要な事項の内容が、  
条例の方に、今、委員がおっしゃられたように、県の責務に加えまして、県民の責  
務、事業者の責務として書かれております。県以外の実施主体につきましては、県  
が実施する人権施策に協力をするよう努めていただきたい、これが責務として条例  
に定めてあります。これを考え合わせますと、今回の基本計画の中で、県民のみな  
さん、事業者のみなさんに協力していただきたい施策の内容を示すことが望ましい  
のではないかと考えて拝聴しておりました。このスタンスに基づきながら、文章を  
考えさせていただきたいと思います。

#### (委員)

「県だけでなく、事業者や県民も」というような対象の書き方になると思ってい  
て、いきなり「対象は県民です」と書くと、異なる意図で読めてしまうと思いま  
すので、「県だけではなくて」というように書いていただいた方がよいと思います。

#### (委員)

資料1のところ、基本目標があって、施策目標に「包括性」、「多様性」、「交差  
性」というキーワードで視点を明確に出されたというのは、非常に分かりやすいと  
思いました。それで、施策体系図の方は、左側の施策目標にこのキーワードが抜け  
ているので、もったいないと思いました。

交差性のところは、すごく重要な視点で、人権問題や差別は、複合的で、多層的  
で、かつ集団的なものですので、この観点を入れられたということは、県の意気込  
みを感じます。そう考えた時に、これは、人権問題の理解の促進、あとは人権侵害  
や差別の問題の解消ということなのですが、一つは、問題の捉え方としての交差性  
という視点と、もう一つは、県がどのように組織として動くか、縦割りではなくて、  
組織に横串を入れてどのように連携が取れるのかということが、実際に取り組む時  
の肝になると思います。そこで、素案の交差性の部分を見てみると、37 ページ「(3)

交差する人権課題への対応」のところについて、細部も気になったりはしますが、「それぞれの分野での知恵」の「知恵」とは何かとかいうことはあるのですが、実際に、県の取組や対応、他の連携機関とどのように横の連携をやっていくのかということが、もう少し内容が書かれているとよいかと思いました。

それから、この素案の18ページから始まる「2個別の人権課題への対応」のところで、対象となるものが、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「性的少数者」となっていますが、先ほど委員が詳しくおっしゃったように、今後5年間に重点的にこういうことが問題になることを書くべきということで、アンコンシャス・バイアスのこともそうですし、また、別に委員がおっしゃったように、条例の重要課題と対応した内容や構造の書き方がよいと思いました。

具体的な内容として、子どもについては、性被害が増大しているの、性暴力や性被害に関する事など、そういう近年問題になっている人権課題や人権問題を入れ込むことが大事だと思いました。

それから、33ページからの部分ですが、最初にSOGIということで、「誰もが持つ性のあり方を総称する概念」とあって、ここは性的少数者を説明する文章なのですが、「こういう人達があります。こうした人達は」と書かれていて、かなり特定されて特別な人というようにどうしても読めてしまいます。ですので、例えば、SOGIというのは、全ての人が持つ属性であって、多くの人にはヘテロセクシュアル、シスジェンダーだけど、中にはLGBTQというあり方があるという流れ、「みんなが・・・、多くは・・・、中には・・・」という流れの方がよいと思います。また、第2段落につながる部分で、「本人の意思や環境によって変わるものではありません」とありますが、こう言い切ってしまうとよいかということがあります。それと、第2段落の最後に「自らの性的指向や性自認は、生きづらさの原因であると同時に、自分自身のアイデンティティであるため、否定することはできず、また、されたくありません。」とあって、この文章の意味が少し分かりにくいと思いますので、この辺の概要の流れと、どういう文章と表現で、誰もが読んでも納得できる分かりやすい工夫が必要かと思います。

また、細かい所ですが、セクシャルとセクシュアルが混在しているので、セクシュアルに統一された方がよいかと思うのと、34ページの「アウトティング（暴露）」のところは注を設けてしっかりとした説明が必要かと思います。⑤の「ライフサイクル応じた課題」というのは、「ライフステージにおいて」や「ライフステージごとに課題が」などにした方がよいと思います。ライフサイクルというよりはライフステージごとに困難なことが変わってくるということですので。「応じて」も「おいて」や「ごとに」という表現の方がよいと思います。

また、36ページの下から3行目、Allly（アライ）のところですが、アライは「当事者ではない人たち」だけかということ、「当事者を含む」ものと捉えることもあるので、「当事者ではない人たち」の部分は削除してもよいかと思います。

もう一つ、「交差性」というのをどのように説明するか、37ページの下のところ

を読んでも難しいなと思いますので、これを誰が読んでも理解できるようにするには、どういう文章がよいのか私も考えたいと思います。

(委員)

しっかりとまとめていただいています。ただ、取り扱う人権の範囲が広がれば広がるほどまとめるのが大変で、それと既存のものに追記、追加する形で作成されていることもあって、落差があるのかと思います。ある部分では施策まで書き込まれているのですが、一方で概念的な書き方にとどまっている部分もあって、今後、その差を埋めていくしかないと思いながら拝見していました。

委員の皆様のご意見と重なっているのですが、10～12ページの「(2) 人権教育・啓発の推進」のところで、「①ア家庭における人権教育」、「①イ地域における人権教育」、そして、学校からみた「②ウ家庭、地域との連携」とありますが、これらに、今回打ち出されている「多様性」や「包括性」、「交差性」という視点が加わるとよいと思います。多様な家族を理解するとともに、家族内の民主的な夫婦関係や親子関係が必要だというニュアンスが伝わるような家庭における人権教育の推進とか、隣人の多様性を理解するような地域における人権教育の推進ということが必要だということ、少し加えていただけるとよいと思います。それで、そのように修正するならば、10ページの家庭や地域社会における人権教育と、12ページの家庭、地域との連携との内容の整合性をとって書き直していただきたいと思いました。

それから、16ページの「(3) 相談・支援体制等の充実」のところで、相談窓口の「包括性」というようなことをこの中に入れられないかと思います。あるいは重層的であるということが、県の他の分野の様々な計画の中では言われていて、市町村の中に重層的な相談支援体制を作るといった流れにありますので、ここに「総合的な」という言葉を書いていただいているのですが、今、言ったようなキーワードを加えていただきたいと思います。

また、20ページからの「(2) 子ども」のところに、新しく「⑤ヤングケアラー対策の充実」を加えていただいているのですが、子どもの人権に関する課題出しに終わっているようなところがありまして、では、そういう人権を進めていくと、子どもの人権がどのように充実していくのか、人権が阻害されている子ども達がどのような方向に向かうのかという辺りを加えていただけるとよいと思いました。

それから、交差性のところですが、先ほど委員が言われたことと同じようなことを思いまして、個人を中心とした問題の捉え方のときの交差性と、支援していく側の交差性をどう構築していくかというときの交差性と、その違いが分かるような交差性の書き方をしていただけるとよいかと思いました。また、交差性ということで具体的にどうしていくのだということが盛り込めていないため、余計にいろいろな解釈の幅が出てしまうのかと思いました。37ページの難しい解釈を書くよりも、もう少し具体的に何をやっていくのかということを書き加えていただいた方がよいのかと思いました。

(会長)

では、それを踏まえて見直しをお願いします。

(事務局)

はい。

(委員)

私の方から最後に、13 ページの企業の取組が弱いというところで、以前から申し上げていますが、多様性憲章というのが、ヨーロッパではこの分野で一番重要な施策なので、それを入れるのに、第1段落の最後に、「そのために多様性憲章の立案と参加を働きかけていきます」という文章を入れていただくとともに、最後の段落、「関係団体との連携」の2行目に、「様々な機会を通じ」を、「様々な機会に条例の理念を広めるべく多様性憲章などを通じ、企業等事業所に理解を求めるとともに」と、そのような形をお願いします。要するに公正な採用とか昇進とか、それから、顧客対応もそうですが、そういうことも含め、差別のない、多様性を尊重した企業としての宣言を作るという、具体的な案として、5年間の間に、広めていけたらと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

(会長)

この議題についてはこれでよろしいでしょうか。

それでは、事務局におかれましては、各委員の意見を考慮して、次回、12月の審議会までに、パブリックコメントに向けてのプラン案を作成していただきますようお願いいたします。

## ファミリーシップ制度について

(会長)

次に、(2)「ファミリーシップ制度について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料1、2に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関しまして、御意見・御質問がございましたら、挙手をお願いします。

(委員)

ファミリーシップ制度の導入には賛成ですが、県の人権条例に基づくということですので、県民も県内事業者も、法的な義務ではないけれども、努力義務が書かれているという関係があるので、その点をしっかり要綱等を書いて、県内事業者においても、要綱を尊重するということが、企業として扶養手当を支給するとかいうことを、強制はできませんけれども、こうした趣旨に基づいて、協力する努力義務はありますので、その点ははっきり出していった方がいいと思います。

それから、市町村や県に対しても、連携を進めるところは、はっきりと打ち出した方が、より意義としてよいのではないかと考えています。

範囲については、個人的には直系まででよいのではないかと考えています。

また、条例にするか要綱にするかという議論もあると思うのですが、仮に条例にした場合は、この人権条例との関係がどうなのかという細かい話が出てきてしまうようにも思いますので、人権条例に基づく要綱という形の方が、整合性が取れるので、適切ではないかと考えています。

(委員)

ファミリーシップ制度の導入にはもちろん賛成です。

申請方法について、どういう方法を想定されているのか、できれば、オンラインによる申請も検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

まだ骨子案の段階で具体的な方法は決めていませんが、少なくとも対面での申請はやります。オンラインについては、東京都がやっていて、とても費用がかかると聞いております。郵送については、どのように確認するかという問題はありますが、そこはやっている自治体もありますので、調べて、できるだけ郵送でもできるようにしたいと思います。

(委員)

里子のことですが、里子を育てていらっしゃる方の話をいろいろ聞く機会があって、みなさん実子と変わらず力を入れていらっしゃる、一生懸命育てていらっしゃる。それから、今、施設養護から家庭的な養護へと方法を促そうとしている。そういう流れの中で、里子の問題はとても大事だと思っています。ただ、制度のことはあまり知らないのですが、親族里親と養子縁組里親だけがファミリーシップ制度の対象になる可能性があるというのは、どうしてだろうと思ひまして、養子縁組里親は戸籍上は子になるわけなので、ある程度、理解できるとしても、親族里親の場合は、養子縁組しないで里親をしているので、見かけ上養育里親と変わらないと思うのですが、あえて、ここで親族里親に可能性が発生する理由は何でしょうか。差別というか、養育里親をやっている方に見たら、親族里親は認められるのに、

私達は何故認められないのかと感じてしまうのではないかと思います。

(事務局)

我々も、里親制度については所管外なので、他の自治体に聞きながらやっています、出典は書いていませんが、里子についても他の自治体に聞いた内容だったと思います。我々も分かっていない部分がありまして、逆にお聞きしてしまいますが、どのような形がよいとお考えですか。

(委員)

バックグラウンドにある法律等が分かっていないのですが、育てる期間について言えば、親族里親は親戚に預けるのですが、うまくいく場合ばかりではなくて、短い期間で終わったり、トラブルになったりすることもあります。一方で、養育里親の方で長い期間、安定的な養育関係が築ける場合があるわけです。だから、それなのに、親族だからという理由だけで認められるということが、理解できないということです。

(事務局)

分かりました。里子を認めるなら、養育里親であろうが親族里親であろうが、分けずに、認めた方がよいということですね。

(委員)

認めるなら全部認めるし、認めないなら全部認めない方がよいのではないかと思います。可能なら、認めてほしいとは思っています。ただ、里子の制度については、整合性の問題などあると思いますので、その辺りを調べていただいて、もし、可能なら認めていただきたいと思ひますし、認めるならみんな平等にしてほしいと思ひます。

(事務局)

御意見ありがとうございます。私共も、まだまだ不勉強なところもありますが、ただ、今の御意見はより幅広にという趣旨と理解しました。我々も、まだ制度設計の途中の勉強段階でありますので、具体的なところまで言い切ることは難しいのですが、一つだけ、これは里子里親の関係だけではありませんが、関係が解消されて離脱をするような場合に、我々としてはどういう形でフォローしていったらよいかというのは、今、悩みどころでございまして、そういう意味では、里子里親の関係の安定性ということはいくら勉強させていただいて、どういう形できちんとサポートができるか、そういうところが担保できれば、確かに多様性という意味では広げていくのがよろしいのではないかと、今の時点では思いました。

(委員)

今の里親の件ですが、パートナーのところは、戸籍法や民法と整合性が取れなければいけないので、もし結婚していれば対象外ということなのですが、子どもに関して、民法や戸籍法との関係が、私はまだ厳密によく理解できていないのですが、そこはどのように考えていくのか。それも厳密に考えていかなければいけないのか、それとも子どもの人権を考慮して考えることができるのかというのが分からないところで、今、委員がおっしゃったところはとても大事なことだと思しますので、そこを確認していただければと思います。

(委員)

愛知県が導入した場合に、制度を導入している自治体との連携は、現時点ではどういう形になっていますか。

(事務局)

理想形としては、導入している市町村で認められたものは県でも認めるし、県で認めた場合は、これは市町村にお願いすることになりますが、市町村で認めた場合と同じようなサービスが受けられるようになるとよいと思っています。例えば、県が認めただけでも、市営住宅に入居できるといったようなことができればよいと思っています。そういう働きかけを市町村にしていきたいと思っています。

導入していない市町村に対しては、県が導入するので、その市が導入していなくても、市営住宅に入居できたり、市民病院で面会できたりするようにお願いをしようと思っています。

(委員)

先の話になりますが、制度が導入されて、どういったことに利用できるのか、具体的に利用できる行政サービスは何かといったことが、一覧として、リーフレットとかで、情報が分かりやすくまとめられるとよいかと思っています。また、そういった県の情報発信が、多様性というか、多様なパートナーシップ制度を支えているということにつながるものと思います。先のことかもしれませんが、制度が導入されて、その時に情報がまとめて発信されるとよいと思いました。

(事務局)

他の自治体を見ていると、利用できる一覧表を作っていたりするので、そういうものは作っていないといけないと思います。それから、分かりにくい部分もあるので、Q&Aを作っている自治体もあって、それも必要だと思っています。12月に要綱案をお示しする予定ですが、それまでに要綱プラスQ&Aも作れたらよいと思っています。また、こういう形でリスト化していきますという話もできたらと思っています。

(会長)

それでは、かなり時間も過ぎていきますので、以上を持ちまして終わらせていただきます。委員の皆様には、長時間にわたりご審議をいただき、誠にありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、最後に事務局から閉会のごあいさつを申し上げます。

(事務局)

本日は、大変長時間にわたり御審議、御意見を賜りまして、ありがとうございました。プランの対象から個別の人権課題に至るまで、様々な御意見をいただきました。本日、お伺いしました御意見を踏まえまして、12月の審議会に向けて、基本計画案とファミリーシップの要綱案を作成してまいりたいと考えております。委員の皆様には、今後も引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

(事務局)

それでは、これを持ちまして第2回愛知県人権施策推進審議会を終了させていただきます。